

檀原市新本庁舎建設検討委員会記録簿

会議名称	第4回 檀原市新本庁舎建設検討委員会	
日 時	平成31年3月1日(金) 15:00～17:30	
場 所	檀原市役所北館 大会議室	
出席者	委員	上野委員長、木多副委員長、牧委員、倉方委員、新海委員、青海委員、宮内委員 米田委員、仲川委員、米川委員、岡崎委員
	事務局	西田政策審議監、藤岡地域活性監、福西総合政策部長、小林総合政策部副部長 八木駅周辺整備課:西岡課長、植木主任指導員、楠原補佐、西村補佐 尾崎統括調整員、辻本係長、坊南主査、堀川主査 長大 :4名
欠席者	委員	塚田委員
配布資料	第4回檀原市新本庁舎建設検討委員会次第 第4回檀原市新本庁舎建設検討委員会検討資料一式 檀原市新本庁舎建設検討委員会の委員一覧	
事務局	<p>ただいまより第4回檀原市新本庁舎建設検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、現時点で9名のご出席をいただいております。2名が遅れて参加される予定となっております。したがって、檀原市新本庁舎建設検討委員会規則第5条に基づき委員会が成立していることをここに報告させていただきます。</p> <p>本日の委員会は、檀原市情報公開条例第6条第1項第5号に該当することから、非公開とさせていただきます。</p>	
事務局	<p style="text-align: center;">議案1 新本庁舎整備事業スケジュールについて</p> <p>昨年10月27日に開催しました第3回檀原市新本庁舎建設検討委員会(以下、「検討委員会」という。)から本日までの報告をいたします。前回の検討委員会でご審議、ご意見をいただきました基本計画案に修正を加え、新本庁舎建設基本計画(案)として11月1日の市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会で報告し、パブリックコメントを昨年11月26日から12月25日の1カ月間実施いたしました。結果、25人の方からご意見をいただき、意見の総数は77件となりました。また、本日の検討委員会に先立ちまして、2月6日に檀原市新本庁舎建設庁内検討委員会、2月21日に市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会を開催し、パブリックコメントの実施結果と基本計画案の報告を行っています。今後の予定は、本日の検討委員会にて基本計画案についてご了承いただければ、検討委員会から中間答申をいただきたいと思いますと考えております。この中間答申をうけて基本計画を策定させていただき、来年度から設計業務に進みたいと考えています。</p> <p>次は、新本庁舎整備スケジュールです。前回の検討委員会では、設計業務を一括発注する場合と分離発注する場合の2つのパターンを示しました。基本計画においては、設計期間を17カ月から21カ月と幅を持たせた期間を設定しています。基本設計と実施設計を分離発注した場合、平成31年度に基本設計、32年度に実施設計を行い、建設業者の選定期間を勘案すると、庁舎建設の着手が33年10月ごろということになります。工事期間に18カ月程度見込んでおり、竣工は34年度末ごろ、その後引越、新本庁舎の供用開始は平成35年7月ごろとなります。</p> <p>一括発注とした場合は平成31年4月から発注に向けた手続を行い、設計業務の着手が31年8月ごろ、17カ月程度の業務期間が必要なため、設計業務の完了が32年12月ごろとなります。その後、建設業者の選定を行い、工事着手が平成33年7月ごろ、庁舎の竣工が34年12月ごろ、引越しを行い、新本庁舎の供用開始は35年4月ごろとなります。供用開始後、現庁舎の解体、そして駐車場などの周辺整備を行うと、この本庁舎整備事業の完了は最終平成36年度末になります。</p> <p>工期の短縮やスケールメリットによるコスト削減、優良業者の参画といった観点から設計業務は一括発注で行うほうが適していると考えており、来年度の予算においても一括発注の設計業務に必要な金額を計上し、3月の議会でご審議いただく予定です。</p>	

	以上が新本庁舎整備事業全体のスケジュールとなります。
委員長	スケジュールに対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 基本計画については今年度で終わりになって、その後設計に入っていくということです。
事務局	検討委員会は基本設計までご審議いただくということになっております。
委員長	要点としては、基本設計、実施設計を一括で発注して、スケジュールを短縮するということかと思 います。
	議案2 第3回樺原市新本庁舎建設検討委員会の主な意見について
事務局	<p>前回の第3回検討委員会には8名の委員にご参加いただき、基本計画(素案)を中心にご審議い ただきました。</p> <p>設計業務の発注方式について、基本設計と実施設計を一括で発注するべきか、分離発注とする べきかについてご意見をいただきました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、分離発注方式のほうが各段階で専門的な人が担当になると思われるためよいと思う。 2、基本設計の内容を前提として、実施設計は詳細な図面という流れがあるので、基本設計の意 図をきちんと理解した上で実施設計を行うことが必要。そのため、同一の設計事務所が基本設 計、実施設計を行ったほうが非常に円滑に設計業務が進むと考えられる。 3、基本設計と実施設計を分離した場合、設計内容に対する責任の所在が曖昧になる可能性が ある。また、一括とすることで、基本設計と実施設計の整合性についても円滑に処理できる。工 事の際にも設計意図を円滑に伝達できるなどのメリットがある。 4、技術力の高い設計者に入札参加してもらうためには基本設計、実施設計を一括で発注する ほうがよい。また、業務の透明性の上でもよいと考えられる。 5、新本庁舎は今後100年使い続けるというコンセプトがある。それに向けて建物の質を高めるた めに適した方法で実施していただきたい。 <p>このように、発注方法についてさまざまなご意見をいただきましたが、事務局としては、基本設計、 実施設計を一括で発注したいと考えております。</p> <p>続きまして、第2回検討委員会でいただいた意見の確認となりますので、説明は割愛させていた だきます。</p> <p>次に、基本計画案についてのご意見となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「また、新本庁舎は指定緊急避難場所とはならないが」と書いてあるが、主体を考えると、「とは しないが」などの表現が適切だと思われる。 2、保健事業の特殊性について、健診などの具体的な事業内容を記載してもよいのではないかと 思う。 3、防災広場について平常時は市民交流広場であるが、同じ場所を指す表現が統一されていな いと市民が混乱するので、案内標識等の表現方法に留意すること。 4、新本庁舎の北側道路(国道24号)整備については、国と協議をしていくべきである。 5、新本庁舎ができた後も市の組織改革などによる部課の配置変えは想定される。そういった場 合でも市民のワンストップ窓口は分庁舎にあるということを忘れず、フレキシブルに対応でき るようにしてほしい。 <p>これらのご意見を基本計画に反映させ、パブリックコメントを実施いたしました。</p> <p>続きまして、設計業務発注の際のプロポーザルにおける提案内容についてのご意見となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新本庁舎の外部が駐車場ばかりに見える。基本計画なので、モデルプランのような絵になっ てしまうことは仕方がないが、設計のプロポーザルの際にはもっとよい提案を引き出せるよう考 えていただきたい。 2、モデルプランの防災広場にベンチやパーゴラなど、具体的な記載は不要であると思う。基本 計画ではどういった役割、機能を持った場所なのかさえ示せばよい。また、相当の工夫が必要 な場所だと思われるので、それらも含め、提案をうまく引き出せるような内容にしていだ きたい。 3、開かれた議会に対する設計提案は、例えば吹き抜けにして1階、2階を活用するなど考えられ る。それらをうまく形にするのは設計者の能力によるところ。提案の聞き方としては、開かれた、

	<p>市民からよく見えるなどのワークショップでも出ているキーワードを利用して提案を求めるべきである。</p> <p>4、北側道路(国道24号)はトラックなども走っており、渋滞の原因になっている。そういったことも提案を求める注意事項としてぜひ入れていただきたい。</p> <p>5、保健事業が新本庁舎に入ること、今までイメージになかった庁舎と保健機能が合わさった施設となる。それらをうまく融合させるような提案を求めています。</p> <p>これらのご意見をもとに、現在プロポーザルの実施要領、仕様書等を作成しており、議案4にて現時点でのプロポーザル業務に関する事務局の考えを説明させていただきます。</p> <p>以上が第3回検討委員会でいただきました主な意見の報告となります。また、補足資料-1の第3回檀原市新本庁舎建設検討委員会記録簿を公開することについても、あわせてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>資料-2で補足資料-1の内容をまとめていただいて、実際にホームページに公開するのは補足資料-1ということですが、皆さんご意見いかがでしょうか。</p> <p>私が見ていて、きょうの資料-2には、大きく4つのこと、発注方式について、第2回検討委員会の意見について、基本計画案について、最後にプロポーザルの提案事項についてまとめていますが、補足資料を見ると、最後のプロポーザルの提案事項についてという括弧の部分が入っていませんが、理由はありますか。四角囲いで、補足資料のほうには議案の1番スケジュールについて、4ページに行くと第2回検討委員会の主な意見の確認についてという四角書きがあり、6ページに行くと基本計画(素案)についての記載がありますが、どこかにプロポーザルの提案事項についての内容が入っていたほうが良いと思います。それはどのあたりからになりますか。</p>
事務局	<p>この四角囲みについては、前回の議案の順番でさせていただいています。前回の段階では、プロポーザルの実施要領をこちらからお見せするという議案はありませんでしたが、その中でプロポーザルの際にはこういった文言を入れたほうがよいというご意見をいただきましたので、資料-2のほうはその部分だけ抽出して、概要版としてまとめた形にしています。議事録としては議案どおりの順番でまとめています。</p>
委員	<p>プロポーザルに関する各発言は、全体の逐語的な議事録の中の各所に分散していたものをまとめたということよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>2ページのプロポーザルの部分ですが、討論で、国道24号について、また北側の道路が狭い等という内容があったと思います。立地条件からしてあまりいい場所ではないので大変ですが、国道165号との兼ね合いで、この前をあまり車が通らないので歩道にという意見もありました。私は建物についてはあまり詳しくないので分かりませんが、全体の環境やイメージはある程度わかります。そういう意味では道路を回していくという可能性もあると思います。プロポーザルの中では直接関係ないと思いますが、意見の中では出ていたと思います。</p>
委員長	<p>事務局から今の委員のご発言に対して何かありますか。</p>
事務局	<p>道路については、北側道路だけではなく、南側の道路もございますので、プロポーザルのときに実施要領また仕様書の中に注意事項としてそういう点も含めて提案を求めていますと考えております。</p>
委員長	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、補足資料の議事録についてホームページに公開してもよいということで、お願いしたいと思います。</p>

議案3 新本庁舎建設基本計画(案)について

事務局

檀原市新本庁舎建設基本計画(案)についてご説明させていただきます。

まずはパブリックコメントの実施結果についてのご報告をさせていただきます。

1ページ目が今回実施のパブリックコメントの概要となっており、パブリックコメントの目的、公表した資料、意見を提出できる方、閲覧場所、実施期間、意見募集の方法について記載しております。

続きまして、2ページは結果概要となっております。25 人の方から提出をいただいております。提出手段の内訳は、持参が9人、ファックスが5人、メールが5人、ホームページ意見フォーム6人となっております。また、25 名の方から1人当たり複数のご意見をいただいておりますので、意見総数は 77 件となっております。この内訳は、パブリックコメントの対象となる意見が 66 件、対象とならない意見が 11 件となりました。パブリックコメントの対象となる意見は、基本計画の各章についての意見が 62 件、基本計画に関するその他の意見が4件、パブリックコメントの対象とならない意見は参考資料モデルプランに関する意見が1件、基本計画に直接関係しない意見が 10 件となっております。また、その細別としまして、基本計画の各章に関する意見の内訳としましては、第1章新本庁舎整備の背景が8件、第2章新本庁舎整備の方針が 23 件、第3章庁舎の規模が4件、第4章新本庁舎の基本計画が 18 件、第5章事業計画が9件となっております。また、基本計画に直接関係しない意見の細別としましては、他の施設についての意見が5件、まちづくりへの意見が4件、パブリックコメントの実施に対する意見1件となっております。

続きまして、いただいた意見に対する市の回答については、パブリックコメントの対象となる意見に対する回答として、今後の取り組みの参考とするものが 39 件、質問に回答したものが 16 件、要望として承ったものが 11 件となりました。また、パブリックコメントの対象とならない意見に対する回答としましては、要望として承ったものが 11 件となっております。

次に、パブリックコメント意見内容と回答ですが、ここに 77 件全ての意見と市の回答を記載しております。まず1ページ目で表の見方を説明しております。2ページ目からいただいた意見と市の回答となりますが、個別の意見と回答の詳細については、説明を割愛させていただきます。

パブリックコメントでは、基本計画の内容に反映させるべきと判断した意見はありませんでしたが、設計業務、建設工事へと事業を進めていく上で参考となる意見がとても多く、今回いただいた意見を踏まえて事業を進めていきたいと考えております。

以上がパブリックコメントの実施結果の報告となります。

続きまして、檀原市新本庁舎基本計画(案)についてご説明します。

パブリックコメントによる修正はございませんので、基本的にはパブリックコメントの実施した資料から変更はなく、内容は変えていないのですが、表現を変えた箇所がありますので、資料の構成とともに説明させていただきます。

まず、第1章新本庁舎整備の背景についての変更はありません。

第2章新本庁舎整備の方針は、18 ページ、②「ICT機能」の「サーバーールーム」については、システム担当課と協議させていただきまして、「非常用電源系統とし、各サーバーに小型の無停電電源装置を設置する」と変更しております。

第3章庁舎の規模は、27 ページの駐車場・駐輪場の規模について表現を変更いたしました。駐車場の規模は3パターンの算定方法により求めています。1パターン目の 27 ページの庁内ヒアリング及び最大滞留量の近似的計算方法による算定について、わかりにくいのご意見がございましたので、整理しました。「114 台」という算定結果は変わっておりません。3パターンの算定結果となる、来訪者の駐車場として 160 台分のスペースが必要であるという結論も変更ありません。

次に、30 ページ上段の表 3.10.について、一番上の行のJR畷駅前公用車駐車場、備考欄の「【本庁舎整備後】出先機関等来庁時 22 台分」と記載があるのですが、この駐車スペースが必要であることが伝わりにくいとの指摘がありましたので、「②公用車用の駐車台数の算定」の本文を「新本庁舎には、現在各所に分散している 79 台分の公用車用駐車場と 22 台分の出先機関等来庁時 22 台分と必要となる。ただし、JR畷駅前公用車駐車場において公用車用 31 台分と出先機関等来庁時 22 台分を確保できるため、残り 48 台のうち特別職の公用車5台を除いた 43 台分については、JR畷駅前第2駐車場を整備する」と整理しました。加えて、「③駐車台数の規模」についても、「以上①、②の検討結果を踏まえ、来訪者用 160 台分に公用車用駐車場 101 台分(出先機関等来庁時

駐車場 22 台分を含む)を加えた 261 台分を基準とする」と変更しました。また、同じ③の3行目以降を、以前の資料では、「ただし、②公用車用の駐車台数で述べたとおり、公用車用駐車場はJR畷傍駅前駐車場を活用し、来訪者用駐車場・公用車用車庫として 165 台分を計画敷地及び現東駐車場に確保する」と留めていましたが、「なお、平面部のみで確保が困難な場合は、立体化も含め検討する」という一文を追記しました。

続きまして、第4章新本庁舎の基本計画については、35 ページの「(2)新本庁舎における景観について」の中の「②建物内部のデザイン」について、以前の資料では、「市の玄関口・顔として」コストを考慮した上でメリハリのあるデザインとする」としておりましたが、一般的にコスト縮減については触れているので、あえて景観に関する事項においてコストに関する記述はしなくてもよいのではないかとのご指摘を受けましたので、「コストを考慮した上で」を削除しました。

最後に、第5章事業計画についての変更はありません。

以上が橿原市新本庁舎建設基本計画の本編の案となります。

続きまして、橿原市新本庁舎建設基本計画の資料編となっております。基本計画の本編を作成するにあたり参考とした、市民アンケートやワークショップなどについてまとめた資料となっております。本日は、資料構成の説明に留め、内容については割愛します。

第1章が橿原市公共施設等総合管理計画との整合となっております。

第2章は、市民、職員意見の収集として、市民アンケート、市民ワークショップ、庁内ヒアリング、そして今回実施したパブリックコメントの結果を記載しております。

第3章は、モデルプランとしまして7階建てと6階建ての2パターンを記しております。

以上が橿原市新本庁舎建設基本計画及び資料編の説明となります。

委員長

沢山ありましたが、皆さんいかがでしょう。まず、パブリックコメントについては、特に基本計画案を変更する程ではなかったが、基本設計等を検討していくときには参考意見として検討していくということです。

委員

公用車の駐車台数の算定のお話をされていましたが、それとパブリックコメントの1番がリンクすると思ひ、私も気になっていたことと重なっています。JR畷傍駅の駐車場に現在 27 台公用車駐車場と書いてあるのがどの部分かはわかりませんが、奈良県大芸術祭の催しで、年に1回貴賓室を使って展示をするのに、駐車場ばかりで全然大事にされていないと今まで感じていました。貴賓室と反対側の空きスペースがあるのですが、改札口を挟んだ左右の部分を使ってイベントを行って下さいということが度々あり、その際も駐車場スペースがぞんざいに扱われており、畷傍駅は全然大事にされていないという印象がありました。そこにさらに駐車場を整備するようなイメージが湧いてきて、1番目のパブリックコメントにある「歴史的価値があり、交通の玄関となるJR畷傍駅の将来計画を踏まえ」というところに反するような気がして、その辺りの計画はどうなのかと思いました。

事務局

JR畷傍駅前、委員がおっしゃったように、駅を出てすぐ駐車場というイメージはそのとおりです。その部分は JR の敷地で、JR が駐車場を運営されています。その部分は、都市計画決定した駅前広場という計画があるのですが、まだできていないのが現状です。パブリックコメント1番はそういうことも踏まえてくださいという意味だと思うのですが、市の公用車を置くスペースは今言っている JR の駐車場のさらに東側にございまして、現在そこに 53 台の枠をとって、公用車を集中して停めているという状況です。そこを公用車置き場という形で整備をしまして、畷傍駅前の広場はまちづくりのほうで今後整備計画を検討するという位置づけになっていますので、それとあわせて進めていければよいと考えています。

委員

本庁舎の駐車場はJRの駅のところを利用するのか。

事務局

市民の方が利用する駐車場は本庁舎の敷地で何とか確保したいと考えています。そして公用車については全て JR の駐車場のさらに東側にある市有地に持っていこうと考えています。JR の敷地を利用して公用車を置くということではありません。

委員

本庁舎から少し話が逸れますが、JRの駅は物凄く大事だと思う。本庁舎も大事だが、観光都市橿原と謳っていて、観光客が何で来るかというとJRです。近鉄は名古屋までだが、JRは端から端までであるので、JRを良くしないと人が集まらない。JRともっと話を詰めて、そういう面からもよく検討しなければ

	いけないと思います。
委員長	今お聞きしていると、JR畝傍駅前のまちづくりの整備計画は別にあるということですか。
事務局	今回皆さんにご審議していただいているのは本庁舎の基本計画ですが、大和八木駅周辺地区のまちづくり基本計画というのを昨年12月に策定しています。
委員長	それは今回の計画の上位計画ということになりますよね。
事務局	上位計画にあたります。その中に畝傍駅の整備も駅前広場、畝傍駅の再整備ということで位置づけしていきまして、そちらのほうで検討していきます。
委員長	今の委員の意見を考えると、駅の整備計画と新庁舎計画が全く関係ないように見えるということだと思いますが、上位計画とのかかわりはどこかに書いてありましたか。
事務局	資料-3の2ページ、基本計画策定の位置づけという項目で、大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想が新本庁舎建設基本計画の上位だという位置づけをしております。このまちづくり基本構想というのが28年度にできておりまして、その続きとなる大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画を平成30年12月に策定したところでございます。この中に、本庁舎やJR畝傍駅のことが含まれております。この辺りをどのようにして今後まちづくりを行っていくか、この本庁舎もありますし、畝傍駅も駅前広場の活用、再整備の仕方を検討していくということでまちづくり基本計画の中に書いております。
委員長	畝傍駅にそういった計画があるということは4ページ、5ページのどこかに書いてありますか。畝傍駅前の駐車場については周辺整備計画を配慮しながら駐車場を考えるという内容が1行でも入っていれば、忘れていないということが示せるとと思います。
委員	畝傍駅前の所管課は観光課ですか。
事務局	観光のほうソフト事業で貴賓室の公開などを行って来ています。まちづくりに関してはこれからになります。
委員長	駅の周りとはとにかく駐車場しかない。それこそ駅前広場コンペなどを行うとよい感じですが。委員お二人の意見に関して、事務局のほうで何か考えられることはございますか。
事務局	まち全体として畝傍駅も考えていかないといけないということもありますが、それはまちづくり基本計画の中に位置づけしています。今後それぞれ個別計画を立てて進めていく形になっており、本庁舎の個別計画については現在検討しているという状況です。畝傍駅については、個別計画を具体的に進めている段階にはまだ来ていません。
委員長	ただ、この表を見ていると、31台にするということであれば、今27台のところを4台増やさなくはいけません。
事務局	この表は少し見づらいですが、既に畝傍駅前の公用車駐車場には53台枠がありまして、53台はとめられるようになっております。現状27台とまっていますが、本庁舎を整備すると出先機関から課が集約してくるので、その53台の中に31台とめる必要があるということを示しています。
委員長	結果としては、現状53台ある駐車場のスペースを31台に減らすということですか。
事務局	新本庁舎に出先機関が集約する分で、いままで27台だったものが4台分増えますが、全体で53台分の枠があるというのは変わりません。配分について公用車が27台から31台に変わるということです。枠としては、53台現状のまま使わせてもらうということです。
委員	本庁舎用として53台の中で31台使うのでしょうか。

事務局	本庁舎用の 31 台と別で、水道局やクリーンセンターなどから来る車用に 22 台分は残しておかないといけません。
委員長	ここに書くことで、駅前整備をする際に、こちらで 53 台分確保すると決まっているので、その台数を減らすことは考えられないとか、それによって駅前広場の計画に影響が出る、ということになると困るのではとおっしゃっていると思うのですが、そこは大丈夫ですか。
事務局	駅舎の前の駐車場は JR の敷地で、そこを公用車用に整備するのではなくて、そこは将来的に駅前広場とかで活用していくような整備をしていきます。公用車の駐車場は、そこは関係のない東側に 53 台枠があるということです。JR 駅前の駐車場は、公用車があるから整備できないということはないと考えています。
委員長	この部分は、一般市民の利用できる場所が無くなってしまうということですか。
事務局	今は JR の土地に一時貸しという形で停められるようになっていますが、そこは今後 JR と協議をして、どういう整備をしていくのか、駅前広場の整備も再検討していかないとはいけませんので、今後の検討になると思っています。
委員	<p>駐車場については、本庁舎における課題だと思います。建物だけが表に出ていますが、実際は駐車場が一番問題だと思います。JR の話はまた別次元のものなので、確保は必要ですが、中身に入って協議をする必要はないと思います。駐車場がないというのはこの立地条件からして初めからわかっている部分で、その部分をどこで確保するのかということのほうが問題かと思っています。</p> <p>東駐車場をなぜ平面にするのかなど、僕は 5 階建てほどでもよいと思っていたが、そういうこともしないということですし、北の広場もそのまま置いておくというようなことなので、そこら辺を明確にしながら駐車場の確保をするということが将来的にも一番問題だと思います。広場も必要ですし、広場の下に駐車場をつくる、地下駐車場などの構想があってもよいのではと思います。</p>
委員	JR の前はいつでも退いてもらえるような駐車場として使いたいが、本庁舎の駐車場として JR の前を使うと半永久のもので、この絵のような形になることはあるのか。
事務局	JR 畝傍駅東側駐車場の位置がわかる地図を持ってきたのですが、今本庁舎がここにありまして、畝傍駅はこれです。委員がおっしゃっているのは、畝傍駅の前駐車場のことですね。今言っている公用車置き場はこちらにあり、駅舎の前の駐車場を公用車置き場にするということではありません。
委員	そこが気になっていました。
事務局	ここに貴賓室がありまして、駅の前は現時点では着手する予定はありませんが、現在ある東のほうに駐車場を備えています。
委員	そこを入れて、今計画を立てているということ。
事務局	そうです。ここに関する計画を今立てさせてもらっています。
委員	まちづくり基本構想や今後それに基づいて想定される都市計画で、駅前広場の再整備として誘導しようとしているところ、駐車場から何か新しいものへ変えてほしいと考えている対象に公用車駐車場は入っていないとお聞きすればいいですか。
事務局	はい。
委員長	今日の議事録には、そういった意見が出た旨をしっかりと書いていただければと思います。

委員	<p>これも議事録で結構ですが、11 ページの一番上の留意点の「上表の諸室は原則として同一階に配置すること、ただし……」のところで「プレスセンターについては防災拠点機能との動線の分離を考慮すること」とあります。マスコミの方と災害対応の方とが一緒になるという点が少し気になります。これは行も入らないし、それほど大きな点ではございませんので、議事録で残していただいて、プロポの審査要項をつくるときにはご検討いただければと思います。活動要員仮眠室とかプレスセンターは本来別のフロアのほうがいいでしょうが、そこまでは詳しく規定がないので、プレスセンターについては動線の分離を設計の段階では考慮いただくようお願いします。</p>
委員長	<p>では、その方向でお願いします。プロポーザルの仕様をつくるときに、その辺りもわかるようにするとよりよいということです。</p>
委員	<p>35 ページの(2)は、コスト的な言葉を外したということですね。コスト的にメリハリをつけるのであれば意味として素直にとりますが、真っ白と真っ黒というのはあまりよくないので、「市の玄関口・顔にふさわしいデザインにする」と書いていただいたほうがいいと思います。</p>
委員長	<p>確かに委員のご意見のように「市の玄関口・顔としてメリハリのあるデザイン」というのは意味が通じないです。そこはぜひ修正をお願いしたいと思います。</p> <p>ほか、いかがでしょうか——。では、大きな議論としては、公用車駐車場の畝傍駅前のところで、上位計画の中に位置づけられている駅前の整備計画の阻害要因にならないように考えていただければと思います。そのほか、先ほどの委員の意見の動線の分離の問題は設計に移す際にしっかりと入れるようにしていただくことと、玄関口のところは、「メリハリのあるデザイン」ではなく、「玄関口にふさわしいデザイン」に修正していただくことにしたいと思います。</p>
	<p>議案4 中間答申案について</p>
	<p>事務局</p> <p>検討委員会からの中間答申をいただいて基本計画の策定としたいと考えております。</p> <p>この答申は、本検討委員会の上野委員長から榎原市長宛てとなっております。</p> <p>「榎原市新本庁舎建設について(中間答申)(案)、平成 30 年1月 27 日開催の第1回検討委員会において市長より諮問のあった榎原市民の安全を守り、市民に親しまれ、まちづくりを先導するとともに、将来の人口動向を見据え、経済性と実現性を考慮しつつ、日本国はじまりの地である本市の象徴としてふさわしい庁舎を建設するための基本計画及び基本設計はいかにあるべきかについて、本委員会で検討を重ねた結果、別添のとおり「榎原市新本庁舎建設基本計画」をまとめましたので、榎原市新本庁舎建設についての中間答申といたします。</p> <p>なお、榎原市新本庁舎建設基本計画をもとに、設計業務の検討を行うにあたり、下記の付帯意見にご配慮いただけますようお願いいたします。」という形にさせていただきます。</p> <p>付帯意見としては3つです。1つ目、「本計画の検討にあたり、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントを実施し、庁舎や榎原市に対する多くの市民意見をいただきました。それらの意見内容を踏まえ、市民に開かれた庁舎が建設されることを期待いたします。」2つ目は、「ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎の3施設が一体となって市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出すことでまちづくりに寄与するとともに、防災拠点機能、議会機能、執務機能などの拠点性と保健事業機能などの市民性を両立した庁舎が建設されることを期待いたします。」3つ目、「今後長期にわたって使用され続け、市民に愛着を持っていただくためにも、歴史的資産を持つ榎原市らしい庁舎が建設されることを期待いたします。」この3つを付帯意見という形にさせていただきます。</p> <p>今ご説明した答申、そして委員会の名簿、先ほどご議論いただきました基本計画、基本計画資料編をあわせまして中間答申としたいと考えております。</p> <p>答申をいただく時期については、今年度既に実施しております庁舎解体工事、地質調査などの事業を有利な起債の対象とするため、3月中を考えております。</p> <p>以上が中間答申案についての説明となります。</p>
委員長	<p>今ご説明がありましたが、いかがでしょうか。私が委員長としてこの答申案を読み上げて市長に基本計画とその資料編をお渡しするという形になります。</p>

委員	質問ですが、付帯意見で、「歴史的資産を持つ樫原市らしい庁舎」とありました。要は、ほかにないような庁舎ということでしょうから、これは設計あるいは提案の中だと思いますが、この言葉の中で「歴史的」「樫原らしい」にはどんな繋がりがあるのか、イコールのものなのか、一つの飾り言葉なのか、「樫原らしい」ということについて、わかっているようでわかっていない部分があるので、明確にさせていただけると助かります。
委員長	事務局から何かありますか。途中でもそういったお話がありましたね。
事務局	「樫原らしい」というのは、歴史的資産や文化だけではなく、医療や、若い世代の方に住んでいただくことなど、明確にはなかなか難しいですが、そういうところをプロポーザルのときにもお伝えして提案をいただくと良いのでは、というご議論を前回もいただいたと考えております。ここでは具体的な「樫原らしさ」が見えないのでは、というご意見かと思いますが、今までの議事録等にもございますので、そういうあたりを提案者にも提示しまして、対応させていただけたらと考えています。
委員長	答申案の3行目、「日本国はじまりの地である本市の象徴としてふさわしい庁舎」というのは、市長からの諮問の中にこの言葉があったということですね。それを受けて、「歴史的資産を持つ」となると歴史的資産しかないのかと思われるような気がします。歴史や文化、伝統を背景に持っている樫原市らしさ、ということの意味していると伝えたい。
委員	1300年とか1400年に固執しているようで、この今の時代で、これから先のイメージでは新しさが無いということが僕のベースにあるので、以前同じことを言ったかもしれませんが、これは美辞麗句の一種で、具体性がないものです。
委員長	何か良い意見はないでしょうか。
委員	歴史的な意味合いのほうは本文に入っています。ですので、付帯意見でもう一回重ねることはないということなら、「歴史的資産を持つ」という部分をカットしてしまうのも一つではと思います。この書き方をすると、委員がおっしゃったように、「樫原らしい」というのは歴史的資産を持っていることであるという意味に設計する側が誤解するかもしれません。その意味で外すというのも一つですし、先ほど委員長がおっしゃったように、文化、伝統等ひっくるめて限定的でない形での形容詞にして、「樫原らしい」という一言で表現するのも一つの考えだとは思いますが。
委員	原文のままで良いかと思います。
委員	例えば、歴史を大切にし、新しい文化をも創造するような、あるいは歴史を大切にしつつ、新しい価値だったりビジネスだったり暮らしだったり、という表現もあると思います。
委員	それなら文化を入れてほしいです。
委員	私は、歴史的資産というのは結構上手い書き方だと思っています。資産というのは有形の資産だけではなくて、無形の資産もあり、自然も資産、古代からの山々があるという意味も入っている。逆に、歴史というのは書かれたものだけが歴史なので、「歴史を生かす」と言ってしまうと、書いて残された「〇〇の乱」があり、などという話になってしまう。これから具体的なものを決めていくときの審査基準の中に入れていくために、ある程度こういうことが書かれていたほうがよいと思うので、私は歴史的資産というのは非常に腑に落ちる。新たな樫原らしさをつくっていくという前回の議事録にもあった内容を受けとめた書き方だと個人的には思います。
委員長	歴史というのはどこの町でもあるわけで、歴史的資産というと、他市にはないけれど樫原は持っています、という意味合いを確かに感じられます。表現したいところは、未来や新しい文化などを創造するようなイメージですよ。
委員	付帯意見というのは、何かがあつての付帯です。何かのほうがどうなっているか僕はまだ整理できていませんが、本体のほうに歴史的資産を持っているということを書いていないからということですか。

委員	資料-3の35ページに、樫原らしさというのがあります。
委員	明記してあれば、わざわざ付帯する必要がない気がします。
委員長	付帯意見というのは、基本計画案に書かれていないことを書くべきであり、書いてあることをあえて言う必要はないのでは、ということですか。
委員	付帯意見という表現を変えてもよいのかもしれませんが、付帯意見と言われると、正式文書におさめ切れなかったものを付帯するという意味でとられてしまう。それを考えると、付帯の2つはしっかり本体に書かれているので、特に強調したい面を付帯した、ということでしょうか。
委員長	わざわざ付帯意見と言わずに、特に下記の点については配慮いただきたいという書き方にしたほうがよいのではということですね。
委員	この中で言うと、1番目は付帯意見としてあってもおかしくないと思いますが、2番目は、全体としてこれを考慮して計画がつくられていると思うので、屋上屋を重ねているだけで、留意事項というか強調したい事項として言うのならわかりますが、付帯意見ではないと思います。3番目の位置づけが悩ましいとは思っています。
委員長	確かに委員がおっしゃったように2番目については余分である気はします。
委員	ここに「市役所エリア」という、ほかの計画にある言葉が突然出てくるのもいかがかと思います。
委員長	もし入れるとすると、先ほど少し議論になった他のまちづくりの計画と齟齬がないように、という表現を入れるのも1つという気はします。
委員	委員長がおっしゃったように、ほかのまちづくりの計画と齟齬がないように、なおかつ相乗効果が生まれるような表現であれば、つけ加えておく意義が大いにあると思います。
委員長	付帯意見なのかはともかくとして、基本計画の中に書いてあることはわざわざ言わない。つまり、この中で言うと2番目と3番目についてはあえて言う必要は無く、市民の意見であるアンケートやワークショップ、パブリックコメントは重要視してくださいということと、他のまちづくりの計画等と齟齬がないように、あるいは相乗効果が生まれるような、その2つをコメントとしてここに加えて答申するという方向でよろしいですか。細かな文言についてはどうしますか。皆さんに再確認いただくということ、委員長に一任いただくという両方があるかと思います。
委員	2番目に関しては、今言われたとおりだと思います。付帯意見にするか留意事項にするかは置いておいて、幾つかの章にまたがっていることをここで書くべきじゃないかと思います。個別には書かれているが、耐久性の話と親しみと歴史性はこうして結びつくとか、分解してしまうと言えないことが付帯意見で書かれているとすると、2番目のところは、全体のさっきの説明でもエリアの話は書いてあるが、そこと執務機能のようなものを両方考えることが大事だというのはここで言う必要があると思います。3番目も、長期耐久性と愛着と歴史との横断が大事であるということについては、ここで記載しておかないと本文中に書けないような気がするので、2番目を変えながら、この3つがあるのはよいと感じます。
委員長	今の意見も入れながら整理したうえで、委員の皆さんに最終確認をいただいて答申をするという方向でいかかでしょうか。
委員	案を整理していただき、意見のある人は意見を言う。検討委員会として、最終的にその取り扱いについては委員長に一任するとしておかないと、決めることができなくなると思います。
委員長	ありがとうございます。では、そういう形で、最終的には私にご一任いただくということをお願いしたいと思います。

議案5 プロポーザル評価部会設置について

事務局

プロポーザル評価部会の設置についてご説明させていただきます。

基本計画を策定しましたら、設計業務に進んでまいります。設計業務については、基本設計と実施設計を一括した形で発注を考えており、設計に関して高い技術力が求められることから、プロポーザル方式での設計者の選定を予定しております。プロポーザル方式は、業者の実績、担当技術者の実績、また業務に対する実施方針及び企画提案の内容などから総合的に判断し、業者を選定してまいります。選定にあたっては提案等を評価するための委員会の設置が必要となります。今回の業務は、100年使い続けることのできる庁舎を目指すといった本市にとって重要な設計業務となることから、この検討委員会において基本計画について審議をしていただきましたが、引き続き基本設計について審議をしていただくことになっておりますので、この検討委員会に新たな部会を設けて、その部会で提案等の評価をしていただきたいと思いますと考えております。

平成30年1月18日に定めた検討委員会規則がございますが、部会を設けるにあたり規則を改正し、部会を設けることを追記しなければなりません。

「部会、第6条 委員会に、特定または専門の事項について調査審議等をするため、部会を置くことができる。第2項 部会に属する委員は、委員長が指名する。第3項 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。第4項 部会長は、当該部会の事務を掌理する。第5項 部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指定する当該部会に属する委員がその職務を代理する」となっております。この条文については、2月26日付榎原市規則第5号として定めておりますので、部会を設けることが可能となります。

次に、プロポーザル評価部会の設置運営要領の案を記載しております。第2のところ、所掌事務ということで、評価部会は、企画提案書などの審査及び評価に関すること、最優秀提案者及び次点提案者の選定に関することを主にお願ひしたいと考えています。

続いて、プロポーザル評価部会の部会員の案となっております。

部会員は、建築、防災分野の専門家でございます上野委員長、木多副委員長、牧委員、倉方委員の4名と行政の関係者であります宮内委員、塚田委員、岡崎委員の3名、合計7名の方にお願ひしたいと考えています。また、上野委員長には部会長を、木多副委員長には副部会長をあわせてお願ひしたいと考えています。

以上がプロポーザル評価部会設置についての説明となります。特に、部会員については、本日皆様のご承認をいただければと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長

ただいまの事務局からのご説明に関して、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

委員

部会員は基本的に公表ということでよろしいですか。確認です。

事務局

部会員については、基本的には公表しない予定です。後日プロポーザル結果の公表の際には併せて部会員の公表もしますが、現時点では部会員については公表しない予定にしております。

委員

最近は公表しているところもあります。

事務局

部会員と業者の接触の可能性もございますので、そういったことを勘案しますと公表しないほうがいいのではないかと今の時点では判断しております。

委員

別に公表でも結構ですが、事務局がそういうお考えでしたら、結構かと思えます。

委員長

その他、何かございますか。

委員

規則を見ますと、「部会長の指定する当該部会に属する委員が代理する」となっていて、評価部会の部会員名簿のほうは副部会長となっているのは整合がとれていないと思うので、規則のほうも部会長、属する委員を副部会長に指名するか何かにしておいて、その人が職務を代理するほうがきれいだと思います。あるいは、委員名簿のほうで部会長が指名するものとしておくだけにとどめるか、ここ

	<p>は形式論の話です。</p> <p>少し気になるのが、運営要領を見せていただきましたが、これは市長が決めるものですか。</p>
事務局	<p>運営要領については、プロポーザルに関して契約審査会というものがございまして、まずそちらでプロポーザル業務を認めていただいた後に、こういう評価の仕方をするという運営要領を決めるということになります。今の段階ではこれは事務局の案で、契約審査会にこの形でかけさせていただきたいと思っているものです。</p>
委員	<p>随意契約の一種になると思いますが、その決め方をあらかじめ実施要領を決めて、なるべく客観的な基準でやりますというものです。これについてあまり意見を言ってもしょうがないですが、運営要領の第2のところ、評価に関するところ、選定に関するところとありますが、そのやり方は実施要領に従います、という主旨の記述がなくてもよいのかという点は1つ気になります。</p>
委員長	<p>部会長、副部会長のことについては何かありますか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり副部会長に対する規定はしておりません。ただ、規則第6条第5項で、「部会長に事故あるとき、又は部会長の欠けたときは、あらかじめ部会長の指定する当該部会に属する委員がその職務を代理する」という文言から、副部会長についても、名称は出ていないのですが、誰か代理の方を事前に用意はしておかないといけないということで、副部会長という名称で書かせていただいております。</p>
委員長	<p>ここに副部会長と書いてあるのは、特別書いていなくても大丈夫ということですね。</p>
事務局	<p>今おっしゃっていただいたように、副部会長というのはどこにも定義されておりませんので、職務代理の方ということで、副委員長にお願いできればと思っております。</p>
委員長	<p>評価部会のメンバーとして、私も含めて7名の案に関してこの形で進めてよろしいでしょうか——。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>続きまして、公募型プロポーザル実施要領(案)についてご説明させていただきます。</p> <p>趣旨として、本公募型プロポーザルは、橿原市新本庁舎建設基本計画を踏まえ、橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、柔軟かつ高度な発想力や豊富な経験を有する者を当該業務の契約候補者として特定するものとなっております。</p> <p>続いて、2.委託業務の概要等として、(1)業務概要となっております。委託業務名が、橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務となります。契約期間は、平成32年12月11日までとしており、見積限度額は消費税抜きで1億5,250万円を予定しています。(2)応募の要件としては、単体企業または2～3者の設計共同体の組成とし、設計JVの応募を可能としています。</p> <p>1ページ下段が3.参加資格です。(1)から次ページの(6)までが一般的な本市の参加資格となっております。ここで、(2)当該年度の橿原市入札参加資格者名簿の建築コンサルに登録していることと記載しておりますが、本業務が本市にとっても重要な庁舎の設計となるため、本業務のみの登録を可能とするかどうか契約担当課と協議を行ったのですが、ほかの業務への影響があることから、案件ごとの登録をするべきではないとの結論となりましたので、現時点では「当該年度の」としてあります。次に、2ページの(8)で、過去10年以内の同種、類似業務の実績を求めています。本業務における同種業務とは、国または地方公共団体発注の延べ床面積5,500㎡以上の庁舎建設にかかる設計業務としております。また、類似業務は、国または地方公共団体発注の延べ床面積5,500㎡未満の庁舎建設にかかる設計業務と国、地方公共団体または独立行政法人発注の延べ床面積5,500㎡以上の庁舎以外の建設にかかる設計業務のいずれかとしてあります。ここで対象面積を5,500㎡としたのは、新本庁舎の目標面積が11,500㎡であり、その約半分を基準としたことによります。また、(10)で再委託、(11)で技術者の配置について記載しています。</p> <p>次に、2ページの下段4.配置技術者要件となります。(1)で技術者の雇用について、(2)で保有資格について記載しています。また、3ページの(3)では担当技術者の実績を求めています。管理技術者、意匠の主任担当技術者については、3番の参加資格の(8)と同様の実績を求めます。構造の主任技術者については、5,500㎡以上の免震または制震構造建築物の実施設計業務の実績を求め</p>

ています。

続いて、3ページの5.スケジュールです。まず、来年度早々となります4月5日に公告を行います。その後、参加表明に関する質疑、回答を行い、4月18日が参加表明書の提出期限となっています。そして、4月19日に事務局にて書類審査である1次審査を行い、その結果を評価部会の皆様へ報告をした上で、4月26日、提案資格確認結果通知すなわち2次審査に進んでいただく業者へ通知を送付します。その後、企画提案書等に対する質疑、回答を行い、5月24日に提出意思確認書を提出していただいた上で、6月7日の企画提案書の提出を経て、6月22日に2次審査となる評価部会によるヒアリング審査を行います。この2次審査にて選定した最優秀提案者と契約に関する協議を行い、7月上旬を目途に業務の契約が締結できる予定となっています。

3ページ下段が実施要領等の交付、次に4ページ、7番が参加表明書の提出に関する質問及び回答となっております。続いて、8番が参加表明書の提出となり、5ページ上段の表のとおり提出していただきます。なお、提出書類により実績等が明確に判断できない場合は評価の対象外といたします。

続いて、6ページが9.企画提案書等に関する質問及び回答、10.提出意思確認書の提出となっております。6ページ下段の11が企画提案書等の作成及び提出となっており、提出書類については、6ページ下段の表のとおりとなっておりまして、提出いただく内容については7ページの(4)となります。

まず、業務の実施方針としまして、業務実施にあたっての方針、取り組み体制、実施フロー及び工程表(工程計画)、設計上特に配慮する事項等について、A3サイズ1枚に記述してもらいます。次に、企画提案書のテーマを4つ設定し、テーマごとにA3サイズ1枚に記述してもらいます。

テーマ1では、ナビプラザ、分庁舎及び新本庁舎の3施設が一体となり市役所機能を担うことを踏まえ、樞原らしい新本庁舎を実現するための着眼点や方針について具体的な提案を求めるとし、新本庁舎のあり方についての検討方針の提案をいただきます。テーマ2は、まちづくりとの関連性、災害時と平常時の広場の使い方、駐車スペースの確保など計画敷地の土地利用について配置計画を検討していく上での着眼点や方針についての具体的な提案を求めるとしてありまして、土地利用計画や敷地計画についての検討方針の提案をいただきます。テーマ3は、防災拠点機能、議会機能など拠点性を有する庁舎である一方、保健事業機能など市民利用がある庁舎として、庁舎の建築計画を検討していく上での着眼点や方針について具体的な提案を求めるとしてありまして、建物内の配置計画の検討方針を問うていきます。続いて、テーマ4では、100年使い続けることを目指す庁舎設計における留意点を示し、構造計画、設備計画、コスト縮減や環境への配慮などについて検討していく上での着眼点や方針について具体的な提案を求めるとし、コスト縮減や環境配慮についての方針を問うていきます。

続きまして、8ページが12.企画提案書等の審査及び評価となります。(1)が審査及び評価となります。先ほど説明しましたプロポーザル評価部会の設置運営要領の内容となっております。(2)第1次審査については、参加表明書の提出者について参加資格を確認した上で、企業実績、配置予定技術者の保有資格、管理技術者、意匠及び構造の主任担当技術者の実績、管理技術者及び意匠の主任担当技術者の手持ち業務量について書類審査を行い、採点結果の上位5者程度を選定いたします。この1次審査については、定量的に判断できる内容となっておりますので、事務局にて審査及び評価を行いまして、その結果を評価部会の皆様へ報告したいと考えております。(3)第2次審査については、企画提案書等のヒアリング審査となりまして、評価部会にて審査及び評価を行っていただきます。ヒアリングについては、プレゼンテーションを最大15分、質疑応答を15分程度とし、1者当たり30分以内を基本としております。次に、(4)が最優秀提案者及び次点提案者の選定方法となり、審査基準を11ページと12ページに記載しております。11ページが1次審査の基準、12ページが2次審査の基準となっております。1次審査の配点を30点、2次審査を70点とし、合計で100点満点の評価を行います。12ページにありますとおり、③実施方針と④企画提案書のテーマごとに各委員に7段階にて審査していただきます。また、各委員には優れた評価及び劣っている評価に対しましては、評価した理由を記入していただきたいと考えております。⑤参考見積もりについては、本業務の参考見積もりをいただきますが、最低見積価格提案者を10点としまして、その他の提出者の評価点は最低見積価格を提出された見積価格で除した後に10点を乗じて、小数第2位を四捨五入した結果を評価点といたします。そして、1次審査、2次審査の①から⑤の審査項目の合計点を総合評価点とし、総合評価点の上位2者を最優秀提案者及び次点提案者として選定します。

8ページにお戻りください。下段の13.契約候補者の特定となっております。12番の企画提案書等の審査及び評価で選定されました最優秀提案者を契約候補者とし、契約交渉を行う旨を記載しております。ただし、総合評価点が50点に満たない場合は契約候補者となることはできないとしてありま

	<p>て、万が一本業務に応募する業者が少数であった場合でも最低限の品質をこれにより確保することができると考えています。</p> <p>続いて、9ページ、14番が契約の不締結、15番がその他の留意事項となっております。15番の(5)が情報公開に関する事項となっております。①提出された書類の返却はしないものとする。②本案件に係る樫原市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出者に確認を行わずに提出書類を公開する場合があります。ただし、同条例第6条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができるとしております。ということで、基本的には提出書類を公開する旨を記載させていただいております。また、(7)には、本業務を受注した業者と建設工事に関する工事監理の委託をする予定である旨を記載しています。</p> <p>以上がプロポーザル実施要領(案)の説明となります。</p>
委員長	これに関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。
委員	企画提案書のテーマ1のところ、先ほど中間答申のところにも出てきていましたが、「樫原らしい」というのは何か基準があるのでしょうか。
事務局	「樫原らしい」というのは、先ほどからも出ていますように定義としてはなくて、設計者の提案として、どういったものが「樫原らしい」ものであるかという考え方を問うていければと考えています。
委員	これは価値観の違いで、見るものによって違うので、専門家が行うのがいいと思います。
委員	最終的に7人の委員さんが決めるというのは、とても責任重大で時に恐ろしいとつくづく感じます。何か基準を決めておかないと、どうしてそう決まってしまったのかと言われたら、委員の人は大変だという気がします。
事務局	1つの基準となりますのが基本計画の35ページに「樫原らしさ」についてということで、規定的なものではなかなか言えませんが、方針としてはこういうものであるというのを挙げて、その中で、新本庁舎のあり方をテーマ1では問うていきたいと思っています。これはあくまでプロポーザルでして、今後このように考えていくという方針を問うているところでもありますので、ここで提案がこうだったのでこれに決定しました、というものではありません。
委員	何かぼやけているような気がして、企画を提案する人も出しにくいのではないかと、という気がします。
委員長	プロポーザルというのは、案を選ぶのではなくて設計者を選ぶということで、おっしゃるように最終的にどんなものが出来上がるのかは明確にわからないものですが、プロポーザルを出す側も、こういうふうにしたいということはしっかりと書いてくると思います。その優劣を7人の審査委員になった者が選ぶと、確かに難しいかもしれないですが。
委員	市民としては、本当に樫原らしいなと納得のできるようなものを提案していただきたい。
委員	出しやすさということを考えると、先ほども言われたように、審査員を匿名にするというのはあまりよろしくないと思います。匿名だと、市の中で選んでいると思われる可能性もありますし、樫原らしいという文言を掲げて委員長をはじめとしてこういう方が責任を持って選ぶから提案してほしいと呼びかけるほうが基本的にこの趣旨には合っていると私は考えます。
委員	もう1点、プロポーザルをやるときに、委員のおっしゃったご心配で、審査は当然非公開ですが、先ほどの15分ずつのプレゼンテーションを公開でやるということも最近多いと言えば多いです。ただ、気をつけないといけないのは、あくまでも契約相手を見つけているだけで、そこで出てきた建物がこれになるということではない。あくまでも設計者の能力をプロポの審査員は見ているだけです。その辺りがプロポの審査のときの一般的に誤解を受けやすいものですが、公開される予定ですか。
事務局	現時点では、結果の公表だけを考えております。

委員長	今のご心配というのは、ある程度審査員がはっきりして、市民の方たちもそのプレゼンテーションを見るとしたほうが、案を出すほうも覚悟が決まり、いい設計者が多数応募してくれるのではということです。
委員	業者という意味では、1つの建築設計事務所が1業者ということになるわけですが、実際にはその設計事務所の中で個人が担当するものなので、正直言うと、提案性を求めているときに期待に応えられるような設計者をそこに担当させるか、ルーチンワークのようなものでやる方が得意な設計者を担当させるかというのは、コンペの内容を見て業者も判断します。今回のような場合、わかりづらいという部分もありますが、良い意味では高邁な理想を掲げているわけなので、それに対して審査員の名前というのは、そういった視点で見ようという姿勢を市がとっているということの一つの声になります。期待に沿った業者だとしても、そのときの担当者とか案が期待に沿うものかどうかというのはそういうところに大きくかかっていると思いますので、そこはぜひご判断いただきたいと思います。
委員長	事務局のほうで考え直す余地はありますか。
事務局	今おっしゃったように、審査員の名前を公表して、檀原市のお願いすることとして、檀原市らしさと書いていますが、その中で今挙げているものをきちっと見て、応募してくれるところがたくさんあるほうが良いので、今おっしゃったように名前を公表して挙げていくほうが良いような気がします。
委員長	私も、そうしていただいたほうが良いと思います。そのときに、参加資格のところ、審査員と何らかの関係がある人は応募できないということをしかりと書いていただく。それが公表されていないと、関係あるというところがこの中にも入っていませんので、そうしたほうが良いと思います。 また、審査委員会のプレゼンテーションの様子を公開するあるいは公開しないということに関してはいかがでしょうか。今決めることが難しいとすれば、ご検討いただきたいと思います。また、私が少し気になったのは、当該年度の入札参加資格者名簿に登録していることです。4月5日公告ですが、この公告を見た人が慌てて登録しようと思ったところで、登録できるのですか。
事務局	2月で締め切っており、できません。
委員長	そこが懸念としてあります。また、現時点で登録者名簿というのは皆さん理解しているわけですが、そのときに同種業務をやったことがある人たちというのは何社程度ありますか。
事務局	PUBDISという方法で調べる事は出来ますが、PUBDISの登録については義務づけていない自治体が多いため、正確な数はわかりません。PUBDISの登録をされていまして、かつ今年度の入札登録がある同種業務は7社確認できております。ただ、204社ほど今建築コンサルでの登録をされていまして、ホームページで実績確認をしたところでは、類似業務も含めると少なくとも24社実績が確認できておりますので、参加資格としては24社以上あるものと考えています。また、大手を中心に調べて24社程度でしたので、小さいところでも類似業務の実績があったり同種業務の実績があったりということで、最低24社は今参加資格があるというのは確認がとれております。
委員長	そこが気になっています。
委員	私も大変気になっているところですが、その前に、この参加資格、今委員長のご指摘の参加者、コンサルに登録しているものは、ジョイントの場合にはどういう判断ですか。全員が登録している必要があるということなのか。
事務局	全員の登録を求めたいと考えています。
委員	それは良くないと思います。どうしても難しいということもあるかもしれませんが、基本的には建設コンサルに登録していることというのはあまり聞いたことがないというか、こういったプロポーザルにおいて公開で市庁舎というものを求めるときに、あまりない要件だとは思いますが。もし定義上必要だということであれば、ここで登録を認めるとか、最低でも1社入っていれば良いという形にするかで、全部入っていなければいけないというのはプロポーザルの意味がないのではないかと思います。

委員長	今のをある程度どちらにも、という方向になるとすれば、少なくとも1社がコンサルタント登録していれば参加を認めるとするのが良いのではということかと思えます。
委員	(7)を設計共同体においては、上記(3)～(6)を構成する全ての企業が満たしていることとすれば、いかがですか。ほかの排除したいものは全員が満たしてもらわないと困りますので。
委員長	今問題になっているのは、意匠業務のところ、規模が小さいところでも、大きなところが一緒にやりましょうという程の実力を持っている者を参加できるようにしたほうが良いのではないかとことです。今特に設計業界は、デザインビルドがととも増えているため、そんなに大企業でない実力のある会社の仕事がどんどん排除されていく状況なので、そういった点は私も心配です。
事務局	もう一度契約担当課と調整させていただきまして、代表1社が登録していればよいという条件でできるかどうか確認させていただきます。
委員長	せっかくここまでいろいろやってきて、かつ審査に加わってくれている委員の皆さんも自らの名前が外に出てもいいという形で責任を持ってやろうとしているからには、応募する側に、これは非常に公明正大で、本当にいい意見を求めていると思わせることが大事です。中身がなかなか見えない状況になると、もう決まっているのかななど思うことが多いものですから、そこは考えていただいたほうが良いと思います。 議案については以上となりますが、次第の3、その他として、委員の皆さん、あるいは事務局から何かありますでしょうか。
事務局	中間答申とプロポーザルの実施要領について、もう一度事務局でも整理をさせていただきます。次年度は基本設計へと進んでいきますので、引き続き皆様にはご指導のほどよろしくお願いいたします。また、次回の検討委員会については改めてのご案内とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
委員長	それでは、本日の審議の内容は以上となります。進行を事務局にお戻ししますので、よろしくお願いいたします。
事務局	委員長をはじめ委員の皆様には長時間ありがとうございました。以上をもちまして、第4回榎原市新本庁舎建設検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上